

◆株式の譲渡制限
株式の譲渡は、原則自由で
あり、株主はこれによつて、
第三者から投下資本の回収が
できる。

く、発行する全部又は一部の株式譲渡による取得について、会社の承認を要する旨の定めが有るか否かで区別される。

対相続人の株式売渡請求

匠プラザ21
経営法務大学

◆相続人に対する株式売渡しの請求

会社に於て専任的な事態（相続人間での支配権争い）が招来されないとも限らず、これを避ける方法として、相続人の同意がなくても、株式を会社において取得できることにした。

譲渡価格は双方の協議で定めるが、協議不調の場合は、いずれからも請求のあった日から20日以内に裁判所に価格決定の申立てができる。

中小企業のほとんどは特定のオーナーによって会社が支配・維持されている。同じオーナーの中でも、相続人に対する売渡請求が必要とされるケースは、当該オーナーが単独で過半数を満たさず、2分の1又は3分の2を超える議決権を確保しようとする場合などにならう。

◆オーナー死亡のとき

売渡請求を受ける相続人は、株主総会の決議に加わる

そこで総株式の議決権の100分の3以上を有する株主をして、売渡請求を議案とする株主総会招集の請求を行わせ、会社が応じないときは、同じ株主をして、裁判所の許可を得て株主総会を招集させることになる。となると、相続人がたとえ過半数の議決権を有していても、特別決議が可決されることもあり、別手立てが必要になる。

承継にも同種の対応策が整つた。株主が死亡すると、株式は遺産の一部を形成し相続人に承継される。非公開会社の場

を経ること、(5)相続のあつたことを知った日から1年の間に売渡請求すること。

ことができない。その結果、ナンバー2がいて支配権を争っている会社でオーナーが死んですると、想定外の展開が起り得る。

ことができない。その結果、ナンバー2がいて支配権を争っている会社でオーナーが死亡すると、想定外の展開が起り得る。

特別決議を経るための株主総会を招集するには、取締役会設置会社ではそこでの招集決議が必要となるが、賛同する取締役の数が少ないなど、決議そのものが得られない。

そこで総株式の議決権の100分の3以上を有する株主をして、売渡請求を議案とする株主総会招集の請求を行わせ、会社が応じないときは、同じ株主をして、裁判所の許可を得て株主総会を招集させることになる。となると、相続人がたとえ過半数の議決権を有していても、特別決議が可決されることもあり、別の手立てが必要になる。